

# 定 款

社団法人 大阪府防災通信協会

# 社団法人大阪府防災通信協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人大阪府防災通信協会（以下「協会」という。）という。

### (事務所)

第2条 この協会は、事務所を大阪府中央区谷町三丁目5番5号に置く。

### (目的)

第3条 この協会は、広く一般に防災についての知識の啓蒙と防災設備の普及を図るとともに、大阪府警察本部、大阪市消防局及び大阪府下各消防本部その他の関係機関と緊密に連携して、府民を不測の災害から守ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災設備の普及、発達を図ること。
- (2) 防災機器についての調査研究を行うこと。
- (3) 防災相談所を設置し、府民の防災用機器の設置取扱いについての相談に応じること。
- (4) 防災用非常通報機を設置し、保守すること。
- (5) 防災用設備機器を設置し、保守すること。
- (6) 防災用非常警報機を設置し、保守すること。
- (7) 監督行政官庁との連絡調整及び協力を行うこと。
- (8) その他この協会の目的を達成するために行う事業。

## 第2章 社 員

### (社員)

第5条 この協会の社員は、この協会の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

(入会)

第6条 この協会の社員となることを希望する者は、この協会の趣旨に賛同するとともに、所定の申し込みを行い、会長の承認を得なければならない。

(会費等の負担)

第7条 社員は、自己の用に供する防災用機器の設置及び維持に要する費用を負担するとともに、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会)

第8条 社員が退会を希望するときは、文書をもって会長に届出を行うことにより退会することができる。

(除名)

第9条 社員が、この定款に反する行為をなし、若しくは協会に重大な不利益を与える行為をなしたる場合、又は故意に会費を納入しない場合は、総会の議決により除名することができる。

(権利の喪失)

第10条 社員が退会又は除名されたときは、社員としての一切の権利を失う。

### 第3章 役員等

(役員)

第11条 この協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長)

第12条 会長及び副会長は、理事の中から互選によって選任する。

2 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。ただし、副会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指名する理事がこれに代わる。

(理事、専務理事、常務理事、監事)

第13条 専務理事及び常務理事は、会長が総会の承認を得て定める。

2 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

3 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して業務を執行し、専務理事に事故のあるときは、専務理事の職務を代行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員の生じた場合、選任された後任者は、前任者の残任期間を継承する。

3 役員は、任期終了後又は辞任後も新たに役員が選任されるまで、引き続きその職務を行わなければならない。

(顧問)

第15条 この協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とする。

(報酬等)

第16条 役員及び顧問は、無給とする。

2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 会議

(会議)

第17条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎会計年度開始前及び年度終了後2か月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長若しくは理事会において必要と認めるとき、又は総社員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集する。

(総会の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定める場合を除くほか、この協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(会議の議決方法)

第20条 総会は、社員の過半数の出席をもって成立し、議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、その過半数によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその表決権を他の社員に委任して行使することができる。この場合において、前項の規定の適用については、表決権を委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上の請求のあったときは、その請求のあった日から7日以内にこれを招集する。

(理事会の議事)

第22条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、その過半数によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会は、この定款に別に定める場合を除くほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決に基づき会務の執行上、必要と認める事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(議長)

第23条 会議の議長は、その会議に出席した社員又は理事の中から選任する。

(議事録)

第24条 総会及び理事会の議事は、すべて議事録に記録し、会長が保管する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した社員又は理事の中から選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第25条 この協会の資産は、次のものをもってあてる。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第26条 前条の資産は、すべて会長が管理の責に任ずる。

- 2 資産の管理方法及び出納については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

### (事業計画及び予算)

第27条 この協会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に総会において承認を得なければならない。

### (暫定予算)

第28条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第29条 この協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、2か月以内に監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

### (会計年度)

第30条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第31条 年度末において剰余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(備付書類)

第32条 この協会における備付書類は、次のとおりとする。

- (1) 社員原簿
- (2) 社員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 入会申込書
- (6) 入会金及び会費整理書
- (7) 業務日誌
- (8) 毎年度予算書、決算報告書
- (9) 監事の認定書
- (10) 金銭出納簿その他事務に必要な簿冊及び書類

(書類の閲覧)

第33条 社員は、前条の規定による備付書類を、いつでも閲覧することができる。

## 第6章 事務機構

(事務局及び職員)

第34条 この協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職員の任免)

第35条 職員の採用又は解任は、会長が行う。

(事務局の組織等)

第36条 事務局の組織及び運営並びに職員の勤務及び給与について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(嘱託)

第37条 会長は、必要と認めるときは、嘱託を委嘱することができる。

## 第7章 定款の変更

### (定款の変更)

第38条 この定款は、理事会又は3分の1以上の社員の発議に基づく総会の議決によって変更することができる。

2 前項の議決には、4分の3以上の社員の同意を必要とする。

3 定款の変更は、主務官庁の許可を受けた後でなければ、その効力を生じない。

## 第8章 解散

### (解散)

第39条 この協会は、民法第68条第1項第2号乃至第4号及び第2項に規定する事由の生じた場合は、大阪府知事の許可を得て解散する。

2 総会の議決によってこの協会を解散しようとするときは、4分の3以上の社員の同意のあることを必要とする。

### (残余財産の処分)

第40条 この協会の解散に伴う残余財産の処分は、総会の議決を得、かつ、大阪府知事の許可を受けて類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 補則

### (委任)

第41条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

## 附則

1 この定款は、大阪府知事の法人設立の許可があった日からその効力を生じる。

2 第26条の会計年度途中において、本法人設立の許可があった場合は、従来大阪府防災通信協会の収入、支出予算等をこの協会において踏襲するものとする。

- 3 この協会の設立の日において大阪府防災通信協会の会員であったものは、この協会の社員とする。
- 4 この協会の設立の日において大阪府防災通信協会の役員である者は、この協会設立当初の役員として、設立の日の属する年度の翌年度の総会の終了日までを任期とする。

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和51年6月14日から施行する。
- 2 この定款は、平成13年7月18日から施行する。
- 3 この定款は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第11条については、大阪府知事の認可があった日から効力を生じる。